

ら歓迎の意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ここ隠岐島は、太古の昔から日本海の要衝として栄えてきた島で、古事記に四国や九州と並び大八島の二つとして、隠岐三子島の記述が残る由緒深い島です。とりわけ近世に開かれた西廻船は、当時の流通経済を支える大動脈として栄華を極めた航路で、ここを往来する北前船の船頭たちにとり、隠岐島は格好の風待ち港として重要な役割を担いました。また対明貿易により莫大な海産物が長崎俵物として輸出されました折、隠岐島は幕府の直轄地として特別な扱いを受けた島でもあります。この島に今なお歌い継がれる数多い民謡はもとより、島民の言葉の二つひとつ、あるいは生活、習俗、民俗芸能の中に本土各地との交流の深さを



物語るものが数多く残されています。どうかこの機会に島の自然景観、民俗芸能、島ならではの新鮮な魚介類や地酒、さらには島人の人情の深さを十分に堪能いただければ幸いに存じます。

さて、皆様ご承知のとおり竹島は我が隠岐郡五箇村に属する島であるにもかかわらず、長い間お隣の韓国に占拠され、我が国の主権が行使できないまま今日に至りましたことは、この上なく残念というほかありません。竹島周辺は漁業資源がとて豊富な海域であり、格好の漁場として、戦前はもちろん戦後も隠岐島の漁業者が出漁に汗した海域です。

竹島問題の早期解決は北方領土とともに日本国民の長い願いであると同時に、隠岐島島民にとりましても極めて切実な願いであります。領土権の上からのみならず、二百海里経済水域時代に対応した漁業権を確立する上からも、切実かつ解決を急がなければならぬ問題であると改めて考えるものでございます。

隠岐島は太古の昔から今日に至るまで長い歴史の中で、一貫して漁業を生業としてきた島であり、日本海は私たちの畑であります。竹島問題がこのまま未解決のまま続き、円満解決が実現しないということは、私たち島民にとりましてもまさに死活問題であると言っても過言ではありません。竹島の領土権は、

4

来賓祝辞

外務大臣 川口順子



松井 貞夫
代読 読者 外務省アジア大洋州局
北東アジア専門官

竹島・北方領土返還要求運動島根大会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。まずはじめに皆様方から日頃竹島問題への取り組みと、北方領土返還要求運動の推進に多大なご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

竹島は歴史的事実に照らししても、国際法上も明らかに日本固有の領土です。このような日本の立場は一貫しており、これまで様々な機会に韓国側に申し入れを行う等、外交努力を続けてきています。日韓友好はもとより重要ですが、政府としては引き続き韓国に対して主張すべきことは主張し、竹島問題の解決に向けてねばり強く、また冷静に話し合いを行っていきます。同様に日本固有の領土である北方領土についても四島の帰属の問題を解決して、日露間で平和

条約を締結するとの方針に基づき、今後ともねばり強い交渉を続けます。

このような政府の取り組みに対し、引き続きご支援、ご協力を賜ることができれば幸いです。外務省としましても皆様方をはじめとする関係団体の方々との連携を密にしながら、世論の高揚を図り、返還要求運動が推進されるよう支援していきたくと考えています。

最後に各位のご健勝と今後のご活躍を心からお祈りしまして、私の挨拶としたいと思います。

水産庁長官 田原文夫



行 義 重
代読 読者 水産庁資源管理部長
沿岸沖合課長

平成十五年度竹島・北方領土返還要求運動島根大会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。このたび竹島が所在する隠岐において本大会が開催されることは誠に意義深いことと存じます。皆様におかれましては、常日頃より竹島及び北方領土の返還要求運動にご尽力されており、このような運動を通じた世論の盛り上がりや竹島及び北方領土の問題解決の礎になるものと考

今後の日韓両国間の恒久平和と友好関係を揺るぎないものにしていくためにも、欠かすことのできない案件であると思えます。政府におかれましては、一日も早く日韓両国が友好国としての立場をお互いに確認しながら、竹島に対する相互理解を確立する中で、平和的な解決を実現していただきますよう、強く熱望するものでございます。

この竹島・北方領土返還運動の原点の一つが隠岐郡五箇村にあることを、二度皆様方とともに確認をさせていただきましたと同様に、本日の集會が一つの契機となり、この運動が私たち島民の日々の生活に密着した課題として幅広く定着してまいりますことを切に願ひ、また我が隠岐島を鬱陵島をはじめ韓国沿岸地域との友好親善の拠点の地として改めて位置づけをしていただきまして、新たな展開に発展してまいりますことを心から念じてやみません。

終わりにあたりまして、本日の集會にご多用の中を曲げてご参加をいただきました国会議員の諸先生方、北方領土問題対策協会の皆様方、西日本各地から駆けつけていただきました各県代表の方々、さらには島根県ご当局並びに島根県議会議員の諸先生方、そして会場にご参集のたくさん皆様方に対しまして衷心より厚く御礼を申し上げます。本日は、歓迎のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

漁業の問題にしましては、皆様にお申し上げるまでもなく、竹島問題が未解決であることにより同島周辺十二海里内における安全操業がなし得ない状況となっております。また、竹島問題が未解決のため、日韓漁業協定において日本海に広大な暫定水域が設定されていると理解しております。暫定水域におきましては、我が国沿岸水域から閉め出された多くの韓国漁船が集中して操業しており、日本漁船の操業にも多大な支障を来す事態となっております。

これらの問題の根本的な解決のためには、外交交渉による竹島問題の解決が不可欠と考えておりますが、水産庁といたしましては日韓漁業共同委員会を含むあらゆる場を用いて日本海の水産資源の保護や日本漁船の安定操業の確保のため、韓国政府に対して日韓漁業協定で定められている暫定水域における適切な資源管理措置及びそれに伴う漁業規制の導入などに関する政府間協議の実施を今後とも強く要求してまいります。

最後に、本日のこの大会を契機として領土返還運動が一層推進され、一日も早い竹島及び北方領土問題の解決がなされることを